

## 財団法人鹿児島県林業担い手育成基金無料職業紹介事業個人情報適正管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人鹿児島県林業担い手育成基金（以下「基金」という。）が鹿児島県林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）で行う無料職業紹介事業の求職者等の個人情報の適正管理について、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱者)

第2条 基金において、無料職業紹介事業に係る個人情報を取り扱う職員の範囲は、支援センターの職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

2 理事長は、職業紹介責任者講習会を受講した者のうちから、職業紹介責任者を指定するものとする。

(個人情報取り扱いについての教育・指導)

第3条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う支援センターの職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回以上実施しなければならない。

2 職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講しなければならない。

(個人情報の収集・管理)

第4条 職業紹介担当者は、求職者の能力に応じた職業を紹介するために必要な範囲で、次に掲げる情報以外の個人情報を本人から直接、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集できるものとする。

(1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(2) 思想及び信条

(3) 労働組合の加入状況

2 個人情報取扱責任者は、収集した求職者等の情報を適正に保管・管理しなければならない。

(収集情報の開示・訂正)

第5条 理事長は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正しなければならない。

2 個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めなければならない。

(苦情処理)

第6条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をしなければならない。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか無料職業紹介事業の個人情報の適正管理に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年 6月 2日から施行する。